

会報

いしかわ

1997.8月 No.22



安宅住吉まつり



石川県行政書士会

目 次

会長あいさつ	1
知事あいさつ	2
平成9年度定時総会	3
新副会長	6
新理事	7
情報コーナー	9
支部だより	12
意見箱のコーナー	15
会務報告	17
各部の状況	24
女性行政書士交流会	26
規制緩和	27
会務日誌	37
行政書士基礎講座のご案内	41
編集後記	42

表紙写真

安宅住吉神社の起源は1200年の昔に遡り、代々受け継がれてきた神事が今の安宅祭として残っています。御願神事は五穀豊穰祈願であり、古くは北前舟の寄港地で栄えた町内を勇壮な御輿、加賀しし舞い、北前舟を型どった引き船等が練り歩き、最終日の夜に、日本髪に真っ赤な長襦袢のいでたちの未婚女性が踊る輪踊りでクライマックスをむかえます。

祭礼は毎年9月7～9日（小松市安宅町）

写真提供 小松市役所



再任にあたって

会長 藤井國穂

5月30日に開催されました平成9年度の定時総会で再び会長に選任され、今後2年間会務運営を担って行くことになりました。心を新たにして誠心誠意努めて参りたいと思います。また、選舉に際して多数の各位にご支援を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

行政改革委員会規制緩和小委員会の規制緩和に関する論点公開で“行政書士による業務独占の廃止”の是非について論議されていることは、皆様方も新聞等の報道でご存じのことと思います。このことは我々行政書士にとっての死活問題であるばかりではなく、国民生活にも重大な支障を来たすことは必至です。本会でもこのことを阻止すべく既に「業務独占の廃止」阻止闘争本部を設置しており、7月16日の連合会理事会でも『規制緩和対策本部』の設置が承認され各単位会と連携を取りながら統一して阻止運動を展開して行くことが確認されております。具体的には、1.規制緩和小委員会への対応（重点項目からの削除要求等）、2.経団連・自動車業界との交渉、3.政治的運動の展開、4.国民負担軽減運動の展開、5.各士業団体との連携強化の5項目を中心に運動を展開して行くこととなっております。12月には答申が出され即実行される事を考え合わせると早急な運動の展開と確実な成果が要求されます。会員各位にはこのことに全面的なご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、一方で官公署に提出する書類の電子化、ペーパーレス化にも注目する必要があります。電子化、ペーパーレス化の実現は行政書士の職域を侵害する恐れが充分にあります。このことに対応するには、行政書士法の改正はもとより、我々行政書士がこの分野でのスペシャリストにならなければなりません。今年の9月から11月にかけて電子商取引の実験が開始されますが、石川会もこの実験に参画することになっております。その実験の結果を踏まえて高度情報化通信社会に機敏に対応する情報の一元化と機動的なシステムの構築に努めなければならないと考えております。

今後も、民主的運営に心がけ、行政書士の職域の確保拡大、社会的地位の向上を柱に事業を展開し、明るく、活力ある石川県行政書士会を目指して努力を重ねて参りたいと存じます。会員各位の一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。



祝　　辞

石川県知事 谷 本 正 憲

本日、石川県行政書士会の平成9年度定時総会が開催されますことを心からお慶び申し上げます。

はじめに、先程、多年にわたり行政書士業務に精励された御功績により、栄えある会長表彰を受けられました皆様方に、心からお祝いを申し上げます。

行政書士の皆様方におかれましては、地域住民と行政の懸け橋として、また身近な相談相手として業務に精励され、地域住民の信頼を得ているところであります。県といたしましても、皆様方の長年の御努力に対し、心から敬意を表する次第であります。

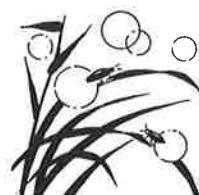
さて、皆様方御承知のとおり、最近の社会経済情勢は、国際化、高度情報化、少子化、高齢化など著しく変化しつつあり、行政分野におきましても多様化、専門化が進んでおります。

皆様方におかれましては、住民の権利の擁護と行政の円滑な運営のために、その業務の重要性と公共性を十分に御認識されますとともに、時代の変化に対応した業務の改善に努められ、一層の御活躍をされますことを期待しております。

県といたしましても、昨年九月に「個性、交流、安心のふるさとづくり」を基本目標とする石川県新長期構想「世界に開かれた文化のくにづくり構想」を策定し、その実現に向けて全力で取り組んでいるところでありますので、県民と行政をつなぐ行政書士の皆様方の一層のご協力をお願いします。

最後になりましたが、皆様方の御健勝と石川県行政書士会のますますの御発展を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

平成9年5月30日



会長に藤井氏再選される！ 平成9年度定時総会開催

さる5月30日（金）午後2時から金沢勤労者プラザ1階大ホールにおいて平成9年度定時総会が開催され、事業方針等審議のあと新会長選出の選挙が行われた。

総会は宮川総務部長が司会をし、参加者全員による物故会員への黙禱を行ったあと開会の挨拶で始まった。高位副会長は開会の挨拶の中で「参加会員の積極的審議と行政書士を取り巻く厳しい情勢の中、未来を託せる会長を選出してほしい。」と訴えた。続いて藤井会長はこの間の事業活動と現在や今後の行政

会長皆川容徳氏、住吉日本行政書士会連合会会長代理富山県行政書士会会长三上孝雄氏の各氏から丁重な祝辞をいただいた。なお、当日ご来賓いただいたのは、この他石川県社会保険労務士会副会長黒田彦昭氏、北陸税理士会石川県支部連絡協議会総務担当塚本晃氏、福井県行政書士会副会長田中弘幸氏、日本行政書士会連合会相談役山本吉雄氏であった。また、石川県知事谷本正憲氏をはじめ県内外の団体や個人からの18通の祝電があり、宮本広報部長がこれを披露した。

総会は、式典から総会成立要件及び総会が適法に成立した旨の報告により議案審議へと進んだ。議長団として大田勉（七尾）・前多利彦（小松）会員が、議場からの拍手多数により選ばれさっそく挨拶のち議案審議に入った。第1号議案、第2号議案は平成8年度事業報告と決算報告のため一括提案され、監事を代表して井上勇（輪島）会員の監査報告があった。議長は議場に質疑を諮ったところ質問がだされたが第6号議案で審議すべきとして議場は了承した。この他特段の質疑がなく議長の採決の結果満場一致可決承認した。

続いて第3号・第4号議案も一括して提案され藤井速生（金沢）会員から①会史編纂の具体的化について、大星正嗣（七尾）会員から②研修会予算の有効活用について、井上勇（輪島）会員から③会費増額の必要性についての質問や要望がだされ、執行部から答弁があった。この他の質疑がなかったため議長は直ちに採決を行ったところ満場一致可決確定



書士を取り巻く厳しい環境についての報告を含めた挨拶を行った後、永年にわたり行政書士会の発展に功績のあった7会員に対する表彰を行った。表彰者を代表して横川嘉章（加賀）会員から「栄誉に恥じないよう今後も会発展のため努力を惜しまない。」との謝辞があった。

来賓各位を代表し、谷本石川県知事代理総務部総務課長安田慎一氏、石川県司法書士会

平成9年度定時総会



した。議長は第5号議案の会則の変更について提案理由を総務部長に説明させたあと議場に諮ったところ藤井速生（金沢）会員から①報酬額の上昇改定と理解すべきか。との質問がだされた。これに対し執行部から「消費税を外税として明示し、従来の内税から外税にすることとした改定である。」との答弁があった。他に質問がなく議長は質疑を打切り議場に賛否を諮ったところ満場一致賛成し可決した。

議長は第6号議案新役員、代議員の選出について執行部に提案理由を説明させたあと、寺田隆（金沢）会員から①山本候補者の立候補届の事務所記載と会員名簿の事務所記載が違っているがその理由や手続きについて説明を願う。との質問に対する答弁を執行部に求めた。これに対し、宮川総務部長が①執行部として山本会員の事務所について調査をしている。②山本会員に事情をお聞きしたいと連絡したが、お聞き出来なかった。と答弁し、的場晴次（金沢）会員から事実であれば役員選任規定に抵触する可能性があると執行部を糾した。吉田徳蔵（加賀）会員からも選挙管理委員会の処理について質問があった。若本

選挙管理副委員長から「賢明な行政書士が書類不備で届け出るはずがない。と確信していたため立候補届出を受理した。現状で選挙を実施したい。」と答弁があった。藤井会長から「いろいろ不可解なことがあるが私も会長に立候補しているので相手に不利益となる答弁は差し控えたい。新執行部でこの問題を調査し適正な処理をすべきと思慮する。新執行部にゆだねてほしい。」と答弁し、議場はこれを満場一致承認した。

質疑終了を宣した議長団は選挙管理委員会へ議場を移管した。

病気療養のため欠席した選挙管理委員長に代わって若本選挙管理副委員長が会長選挙実施を宣言し、選挙経過を報告したのち直ちに山本会員、藤井会員による選挙を実施した。投票は珠洲支部から加賀支部へと出席会員の



氏名を上げ整然と行われた。 選挙結果

当選 藤井 國穂（金沢）	99票
山本 吉雄（七尾）	65票
白 票	2票

以上、会長に藤井國穂会員が再選され直ちに若本選挙管理副委員長が当選証書を授与した。

平成9年度定時総会

選挙終了により議場移管を解いた議長団は副会長及び理事の選考について役員選任規定にそって各支部から提出の推薦名簿を読み上げ議場に承認を求めたところ満場一致可決承認された。続いて議長団は中地協総会及び日行連総会代議員名簿を提案したところいずれも満場一致可決承認された。

以上により、全議事が終了したので議長団は総会運営への協力に対する謝辞のち退任した。

辻口副会長から「厳しくなる行政書士を取り巻く環境に藤井会長を先頭として全会一丸となって打開しましょう。」と閉会の挨拶があった。

◎会長表彰者ご氏名

金沢支部 駒 井 剛

堀 内 真佐子

西 端 由 雄

小松支部 前 多 利 彦

小 林 彦 幸

加賀支部 横 川 嘉 章

七尾支部 堀 野 茂

以上 7 名

◎承認・可決された議案

1. 平成8年度事業報告の承認

2. 平成8年度決算報告の承認

3. 平成9年度事業計画の承認

4. 平成9年度予算の承認

5. 会則変更の承認

内容は別記のとおり

6. 新役員の選任、総会代議員の選出

☆各支部推薦による選任役員氏名

第2回理事会での「組織任務分担一覧表」

(理事会報告 P19参照)

☆日本行政書士会連合会中部地方協議会



総会代議員（6月7日開催）

・茅野副会長・高位副会長・宮川理事
(藤井会長は役員として出席)

☆日本行政書士会連合会総会

代議員（6月19日・20日）

・茅野副会長・宮川理事・重森理事
(藤井会長は役員として出席)

☆山本吉雄（七尾）会員の会長選挙立候補届記載事務所と会が認識している事務所所在地の違い等について調査及び適正な処理を行う。



..... 平成9・10年度副会長

金沢支部 丹保 仁吾郎



この度、年寄りの故をもちましてか、はからずも副会長を仰せつかりました。副会長の役目の第一は、会長を補佐することとありますから、お人柄・見識・抱負の何れをとっても大変に優れている藤井会長の多少でもお支えになり、お手伝いができればと考えています。

また担当する広報関係では、倉本部長さんはじめ皆様が大変に努力をされ、今年度の初仕事としてこの会報を編集し、発行する運びとなつたのであります。本号は県行政書士会はじめ日行連・日政連、中地協の総会状況等極めて盛り沢山の内容になっておりますので、是非共ご必読をお願いしたいと存じます。

ところで、そのような内容であるだけに、反面会員各位の自由なご意見を登載する紙数が少なかったことも、否めない事実であると存じます。次号からは沢山のご寄稿を頂き、ユニークさも重視したものにする必要があると考えておりますので、会員の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。以上

ば30代なら30代、40代なら40代といった年代別の課題やリスクや危機管理も違つて来ると思います。或いはまた、事務所の歴史いいまづか、創業期・成長期・熟成期によってその置かれている環境により価値観はそれぞれ異なつてくると思います。

私の場合、開業したての頃は生活するのが精一杯ですから何でもやってみようとのパターンですが少し関与件数が増えると職員を使用するので組織化・代理化するというパターンに変わり色々な問題が顕在化して來た。

そこで危機管理という問題に出会うことになる。この打開方法は各人毎異なると思うけれどケースバイケースで対処すべきものと思われるが、関与先や職員相互の信頼関係即ち「まあまあ」の関係が大切である。これが危機を克服する要諦であると思います。



金沢支部 茅野 勇平

七尾支部 高位 孝一



最近士業事務所の危機管理という言葉がクローズアップされて來た。換言すればどうしたら行政書士として生き残れるかということである。例え



加賀支部 山下 岩雄

.... 新しく理事になって

金沢支部 大兼政 博



このたびはからずも金沢支部の推薦をうけて理事に就任致しましたが浅学非才の身であります。

皆様方のご期待にそえるかどうか判りませんが皆

様方のご指導をうけながら努力して少しでも会のお役に立ちたいと思っていますのでよろしくお願ひ致します。

抱負というほどのものではありませんが、私は事務所開設の際、業務の進め方として、「迅速」「正確」「誠実」を指針としてあげこれに沿って仕事をやってまいりました。今後何事もこの指針に沿ってやっていきたいと思っております。又組織を効率的に運用し、発展させていくためには「和」「團結」が一番大切ではないかと思っており、会の業務もこれを基本にすすめていきたいなと思っています。

七尾支部 津田 亨



この度、はからずも七尾支部より推薦され本会理事に選任されました。昭和54年12月に入会以来他業と共に行政書士業務を行ってきましたが、その間行政書士会会務に対してなんら貢献する事もなく先輩諸先生の献身的な御努力を傍観してきた私にとって理事としてその責務を全

うできるか一抹の不安があります。これからは行政書士の地位の確立と職業としての安定性のより一層の向上の為微力を尽くす所存でございます。会員諸先生方よりのご指導を宜しくお願ひ致します。

金沢支部 小川 清吉



この度、石川県行政書士会の理事に選任されましたことを身にあまる光栄と存じ、一層気持ちの引き締まる思いをしているところであります。また、一会员としてはもちろんのこと、さらに会務に参画することの重責をわきまえ、努力する所存であります。

さて、現在の世相のようになっている政治の動きは、行財政改革で明け暮れています。それをみると議論が限りなく大きく広がり、すべてが霧散するのではないかと思われます。しかし、この改革論議は、外圧による規制緩和に始まっており、お茶を濁して済まされるものではありません。

先ず、最初にやってくるのは、金融界のビッグバンであろうと思われます。これによって、いわゆる護送船団方式が破壊され、金融機関は単なる統合だけではなく、最も恐れられている大型老舗の倒産の危惧であります。若しかかる事態が発生すると経済界に及ぼす影響には、甚大なものがあります。

次ぎに、規制緩和の問題がありますが、わ

新 理 事

が国の規制には、なぜこのような規制が存在するのかと疑われるものがあります。それは、規制の始めに意義があっても、その後の社会情勢の変化で不要となったものでも、一部の業界保護のために残り、それが大きな国民負担となっているのです。今回の規制緩和の論議では、経済規制は、原則として廃止し、社会規制は残すというものであります。これは、規制緩和の一つの基準として考えられたものと思われますが、この基準は、改正行政書士法の目的にあるがごとく「国民の利便に資する」という観点からも考えられるべきでなかろうかと思われます。

行政書士の職責は、その根底にあるのは「国民の利便に資する」ということであるので、将来、行政改革が進み、行政書士がその業務として行政事務の一端を担うような場合には、真に国民の利便、すなわち国民本位で国民のためになる業務の執行に努めねばならないことです。

小松支部 榊 喜弘

この度広報部所属になりました、小松支部の榊でございます。今回初めて本会の仕事をさせていただく事もあり、いささかの気負いと緊張感、そして責任を自分なりに感じております。

この後は、微力ではありますが広報部員として、外に対しては、行政書士業の理解と職域の拡大をアピールし、内に対しては、どのようなご意見、ご要望も公正に会員各位に伝わるよう努力していく所存です。



浅学非才の私ではありますが、この後は是非皆様のご指導、ご協力の程宜しくお願ひ申し上げます。

金沢支部 的場 晴次



今年は行政書士法が12年ぶりに改正されて、第1条に「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資する」ことが明記されました。行政書士法の目的に沿い、行政書士の社会的認知度を高め業務の拡大に寄与するように、一所懸命に努力する所存ですので会員各位のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

金沢支部 小山 秋子



前期に引き続き本会の理事に就任致しました。組織任務分担では、広報部副部長という私にとつて大役と思われる役が与えられました。皆様のご指導ご鞭撻を受け、少しでも会の役に立ちたいと思っていますので、宜しくお願ひ致します。会全体の動きを見定めつつ、必要に応じて女性の意見も会に反映させたいと思います。

県、変更届提出の提出強化

建設業の許可を受けている者は毎年、決算期終了後、4ヶ月以内に「営業年度終了変更届」の提出が義務づけられている。しかし、許可更新時以外の年度分につき当該変更届の提出が完全に実施されていないことから、石川行政苦情処理委員会は先月14日県に対して提出徹底の強化を求めた。

同問題についてかねてより県当局と検討してきた本会執行部は石坂修一県議と共に7月22日県土木部と再度打ち合わせ検討する機会を得た。松田県土木部長はその提出指導を強化することを決意され、村田県土木部監理課長はその具体策を検討中であることを明言された。

本会としては、県当局に負担を強いいるだけではなく、同問題について行政書士会として協力できることについては積極的に支援する旨を約し、今後は相互協力して取り組んでいくことに同意した。

(本会からの出席者；藤井会長、茅野副会長、宮川、太田、亮念、的場、倉本の各理事)

平成9年7月15日
北國新聞 朝刊

建設業決算変更届等届出を 徹底する本会の取組みについて

前業務指導部長 堂口 喜明

1. 変更届とは

建設業を営む場合には、建設業法に基づく建設業許可を受けなければならない（法第3条）とされ、この許可の有効期間は5年です。引き続き建設業を営む場合には、更新手続きによりさらに5年間の許可を受けることになります。許可を受けた後、申請事項の内容に変更が生じたときの届出が変更届となります。変更届のなかでも毎年決算後4カ月以内に届け出る決算変更届があり、特に未提出業者が多いことで現在問題となっております。

2. 届出を徹底する根拠

建設業法第11条で、変更届等の届出について規定され、商号又は名称、営業所の名称及び所在地、法人である場合、資本金額及び役員の氏名、個人の場合、その者の氏名及び支配人があるときは、その者の氏名、これらについては30日以内に許可行政庁に提出しなければならない、とされております。

同法第11条第2項では、毎営業年度終了時における営業年度終了報告書（決算変更届）を年度終了後4カ月以内に届出なければならぬとも規定されております。これらの提出書類は、同法第13条（提出書類の閲覧）により、写しは閲覧所を設け公衆の閲覧に供しなければならないとされ、行政庁の都合によるものではありません。

平成6年6月29日建設事務次官から都道府県知事あて「建設業法の一部を改正する法律の施行について」の通達では、一般国民による選択に支障が生じないよう閲覧制度を充実

する必要があるので、これまで公衆の閲覧に供するための書類が不備であった建設業者に対しては所要の書類を速やかに提出を求め、また、今後においても変更届等の届出の履行を徹底させるなど、的確な指導監督を行うこと、と述べております。また、平成6年6月20日参議院建設委員会では建設業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議として、「4. 許可有効期間の延伸を行うについて、一般国民消費者の業者選択などに支障が生じないよう、閲覧制度を充実するため、変更届の履行につき適正な指導を行うこと。右決議する。」とされております。

本県では土木部監理課において閲覧が認められており、この閲覧により、許可業者の最新の財務内容や技術者の状況などが閲覧でき、信頼のおける業者であるか、営業を中断していないいかなど、発注者の重要な判断資料となっております。

3. 他県の状況

平成7年度から、本会においても行政庁との協力のありかたを模索しておりましたが、他県の取組み状況を視察した8年度では岐阜及び静岡会を訪問し、実情を詳細に視察したところです。両県ともに決算変更届の提出は徹底されていたことを確認し、本県においても早急に対応すべき問題と考えました。

視察の両県では、建設業許可の更新申請時に経過年度分の変更届が未提出の場合は、法律を遵守し提出済を確認後、建設業許可の更新申請書を受理する方式が取られ、これによ

情報コーナー

り届出の徹底を図り、また、提出期限後遅れて提出した場合は始末書を添付して法律を遵守するよう指導されております。

4. 本会の取組み

変更届提出の徹底についての取組みは平成8年9月19・20日の岐阜会及び静岡会の視察から本格的な取組みとなりましたが、この視察により問題の重要性が再認識され、平成9年2月7日石坂県議との懇談を行い、同月21日県土木部長と面談、許可業者の変更届未提出状況を踏まえ、届出の徹底を要望しております。また、同日、県土木部監理課長、係長及び担当者を交えて引き続き同問題の改善の検討を要望しております。

この結果、県土木部監理課長から、各建設業団体の長、各土木事務所長及び石川県行政書士会会长あて「建設業許可を受けた後の留意事項」が、平成9年4月11日付で通知されました。

本会におきましても、平成7年度から平成8年度にかけて「建設業専門行政書士養成基礎講座」を10回にわたり93名の参加者を得て開催し、依頼者の要望に充分お答えできる態勢を整えております。平成9年7月下旬から県監理課において行政書士会員の関与先を除いた未提出業者を調査し、届出の徹底について本会会員のご協力を得ながら未提出業者を個別にご指導させて頂くことになっております。

日行連中部地方協議会

平成9年度定時総会開催

高位 孝一

さる6月7日(土)午後2時から三重県鳥羽市の簡易保険保養所において平成9年度定時総会が開催され、事業方針等審議のあと新会長及び新役員が選任された。

当会からは藤井会長、茅野副会長、高位副会長、宮川理事が出席し中部地方6県の共通の課題の審議や各県の先進的な事業活動について発表し合った。

また役員改選では、藤井会長が中部地方協議会副会長に選任され、当会のみならず中部地方協議会を牽引する事となった。なお、会長には櫻詰岐阜県行政書士会会长が選任された。

総会終了後懇親会が催された。総会での審議とは一味違った意見交換や活発に行われ、我々も当会の事業活動や運営の参考にすべき情報を得ることが出来た。

最後に各会間の密なる交流による情報交換と1年後の再会を祈念して総会は終了した。



平成9年度 日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会 於 かんぽの宿 鳥羽 H.9.6.7

支部だより

支部長会長に就任して

支部長会長 前多 利彦

過日開かれた支部長会の席上で支部長会長に就任いたしました。

支部の活動は支部自治の原則を尊重し、各支部の特色に応じて行っていくべきと考えております。

しかしながら、支部独自の活動にはおのずと限界があり、その際は石川県会の問題として県会役員に活動していただくことが必要となる場合が多くあるかと思います。支部長会としては支部相互間の連絡強調の推進はもちろんのこと、石川県会にたいしても建設的提案や問題処理解決の要請等、県会とのパイプも太くしていきたいと思っております。

はなはだ微力な小職ではありますがよろしくお願いいたします。

書類の電子化と行政書士

加賀支部 湯尻 達也

今年度、初めて加賀支部長の大役をいただきました。何卒会員のみなさまには宜しくご指導の程お願い申しあげます。

さて、行政許認可手続におきましては、「電子化」がひとつの「合い言葉」となっております。

連合会におきましては、本年9月を目処に、「電子商取引の実証実験」を行うとしても、「電子化」への対応は「待ったなし」であります。いざ、実用化となってからでは、業務そのものが遂行不能に陥ってしまいます。

そうならないためには、石川会内部におい

て、今から「電子化」を推進することも一法でしょう。具体論は省きますが、会内部での通信も「電子申請」と基本は同じですから電子化へのスムーズな移行を行えるでしょう。

どうか、会員の皆様には、電子化へ積極的に取り組まれるよう、お勧めいたします。

金沢支部だより

金沢支部長 浦嶋 和夫

平成9年4月3日午後4時30分より石川県行政書士会会議室において平成9年度第1回役員会が開催された。第1号議案は「公共下水道管渠築造工事認定業者の取り扱いについて」であった。この議題については金沢市へ業者の選定の基準等を公開することの申入れを行うことが決議された。第2号議案のその他では平成9年度金沢支部総会について検討された。

平成9年4月18日午後4時30分より県行政書士会会議室において第2回役員会が開催された。この2回役員会においては総会の議案書等の承認、下水道管渠構造工事業者に係る金沢市への口頭並びに文書での申し入れの経過が説明された。

平成9年5月16日午後2時30分より定期総会に先だって第3回役員会が開催された。下水道管渠構造工事業者認定に係る金沢市監理課よりの回答について今後の取扱が検討された。この後午後4時より平成9年度定期総会が開催された。全ての議案の承認を得ることができましたことをこの場を借りましてお礼申し上げます。

思い…いま行政書士だから

七尾支部長 太田 勉



七尾支部長2期を経験して、本年度からは理事として、監察部長に任命された。その監察部長としては、抱負もない、建設的意見もない。(無責任な考えではな

くして)

そもそも私は、いま思えば身体障害者だから行政書士となったように記憶する。父が借金を残して死んだ。身体障害者のサラリーではとても返済出来ない。生活も出来ない。で、脱サラに成功したわけである。障害者ということを忘れて今まで頑張ってきた。いなかの行政書士としては、補助者2名使うまでとなつたが、障害者ゆえに沢山の人にお世話になってきたわけである。しかし、その反面、他人に負けたくない。世間に負けたくないという自分勝手な性格である。世話になりっぱなしで、人のお世話をしたことがない。理事として、監察部長として、会の運営に参加すること、会員諸先生のお世話をするなどということは考えてもみなかったことである。

一番苦手な分野である。だから抱負もなく、建設的意見もない。その責任の重さとプレッシャーに嘆息する。50歳を前にしてゴルフを始めた。またまた障害者ということを忘れて、左足一本のスイングをする。努力を重ねて人並みの飛距離を手に入れ、スコアも100を切った。しかしワンラウンド、7~8km歩くことに障害者のつらさを思い知らされた。苦手なこと、つらいことはやめればよい。そして車椅子に乗ろうと思う。しかし、そう思うと、

障害者ということを忘れて頑張ってきた「過去の財産」を一度に失うような気がしてならない。そして自問自答しながら、やっぱり次の日も頑張っている。そして抱負はないが本会役員として先輩諸先生の教えを受けて頑張ろうと思う。・・・「思い」である。

平成9年7月17日

小松支部だより

小松支部長 前多 利彦

平成9年度支部総会によって選出された支部役員は本会総会開催後、日をおかず役員会を開催し、本年度の支部事業について審議を行った。

席上、行政書士の資質向上をもっとすすめるべきでないか、大規模開発等の依頼を受託するには現在の会員の事務所規模では難しいのではないかなど、今後の課題や現在の問題点等につき、活発な意見交換が行われ盛会であった。

6月には、支部3役が業務関連各官庁を回り、行政書士制度の啓蒙、窓口規制等の継続的協力をお願いしてきた。

各官庁とも非常に協力的であった。

本会だより

「第一回阻止闘争会議」開催

去る7月25日午後、本会会議室に於いて政府行革委員会、規制緩和小委員会の論点項目に含まれている「行政書士による書類作成業務の独占禁止」に対して本会に阻止闘争本部が設置され、引き続き第一回闘争会議が開催された。

本部長には藤井会長、副本部長に茅野副会長、部員には宮川総務部長、重森法規・企画部長、京念業務指導部長、太田監察部長、的場業務指導副部長がなり、以上7名で構成さ

れる。石川県独自の活動展開はもとより、日行連・日政連とも連携をとり、有機的に効果のある現実的且つ具体的な運動を進めることを確認した。



測量基礎研修会

2月28日～3月1日

場所 労済会館 講師 酒谷信嗣会員



知事表敬訪問

7月25日



民主主義の基本は選挙にある

金沢支部 河本 照正

国や地方公共団体の選挙は、公職選挙法によって厳しい規制があり、違反者への罰則はもちろんのこと、当選も取り消される。

民主主義を守るためにも当然である。

一方われわれ行政書士会の選挙は、どうであろうか。特定の候補者を云々するわけでないが、初心にかえって、正しい選挙のあり方を全員で考えもみる必要がなかろうか。

①金品による買収は許されるだろうか。

②利益誘導、地位の約束は許されるだろうか。

③行政書士会の組織、例えば部会、支部で推薦したり、選挙運動することが許されるだろうか。

④相手候補者を誹謗したり、暴露をすることが許されるだろうか。

露骨で非常識な選挙を行った者は処罰し、当選を無効にするぐらいの必要性がある。

法律を守り、法律に従い仕事をする行政書士は、他の模範となる「きれいな選挙」をしたいものである。

出 会 い

金沢支部 小石 金造

6月の新入会に当たり、藤井会長、茅野副会長から心からのお祝いと励ましの言葉を頂戴し感謝しております。

人は、それぞれ節目を経て出会いと別れを続けています。私の場合60有余年間多くの方々との出会いがありました。中には嬉しい

出会い、悲しい出会い、人として意義深いものもあり人に生かされると教えられ感謝すると共に真心から接し相手を立てる事が最も大切だと言う事を学びました。

歌舞伎の名優に尾上菊五郎さんの辞世「まだ足りぬ踊り踊るならあの世迄」を肝に銘じ人生死ぬ迄定年はなく勉強だ、と思って努力して参りました。

行政書士業は極めて広範囲に亘るものであり公正で、時として迅速な対応が求められる場合もあると思います。今後は一つ一つが更に新しい出会いである事を充分認識して、プロとしての自覚をもち日々研鑽と自己啓発に努力し、組織の為にも信頼を勝ち取る所存です。先輩諸氏には機会の折、宜しくご指導お願い致します。合掌

「作庭記」紹介

金沢支部 月田 俊夫

千二百年の古都に哲学者梅原猛が初めて挑む知的刺激に溢れた文化論（京都発見）が発刊され、その一節で宇治平等院の「作庭記」藤原頼道が自から命じて作った庭の一説を紹介してみたいと思います。もし平等院へ参詣される方がありましたら是非境内の土と水と石とを必見して下さい。

「山をもて帝王とし、水をもて臣下とし、石をもて輔佐の臣とす。かるが故に、水は山を頼りとし、従いゆくものなり。但し弱い時は必ず水に崩さる。是則臣の帝王をおかさまることを現らはせるなり。山弱しといふは、ささへたる石のなき所也。帝弱しといふは、輔佐の臣なき時也。かるが故に、山は石により

意見箱のコーナー

て全く、帝は臣によりてたもつと云へり。この故に山水をなしては、必石をたもつべきとか」

即ち水は山に従うが、山が弱い時は水に崩される。それを石が防がねばならぬというのである。現代社会に生きる者の教訓となれば。

資格取得と独立開業

金沢支部 中野 導郎

「専門職」「専門家」私が初めてこの言葉に強い憧れを抱いたのは一体いつ頃からだったろうか。しかしながら日常業務の忙しさや日々の生活に押し流され続けてこのままでは「いつかは独立開業」という永年の夢も本当に夢のままで終わってしまうのではないかとあせり始めたのが50歳も間近に迫った2年前のことでした。そして四半世紀に亘るサラリーマン生活に別れを告げ、長い開業の準備期間を経てようやく独立開業の第一歩を踏み出したのがこの4月1日のことでした。さて、ようやく念願の独立開業を果たしたものの次に私を待っていたのは、資格取得の試験に合格するより、何倍も難しい顧客の開拓でした。しかし、やっとの思いで叶えた独立開業の夢です。簡単には引き下がれません。「石の上にも三年」私は今この諺をかみしめながら1日でも早く「経営法務のスペシャリスト」になるべく努力してまいりますので今後共何卒よろしくお願ひいたします。

俳句

金沢支部 佐伯 啓

七夕を ぐぐりて届く
岩魚焼く 煙ただよふ
人住まぬ 破れ障子や
鈍行の 電車に触れる
古寺の 山門濡らす
く
和紙の里

宅急便
梅雨深し

緑雨夾竹桃

かな

会 務 告 白

第2回理事会開催

さる6月27日(金)午後1時30分からMR別館会議室において平成9年度第2回理事会が構成員23名中19名出席で開催され、新年度事業方針の具体化等を審議した。藤井会長から再選の挨拶がありまた政府行革委規制緩和小委員会の「規制緩和に関する論点公開」で行政書士の業務独占の廃止が発表されていることなど行政書士を取り巻く情勢は極めて厳しくなっていることと、当会が全会員一丸となって取り組むことが重要であること及びその事を中心とした事業計画としたいと訴え出席役員の理解を求めた。

藤井会長が議長となり新役員の自己紹介のち議事に進んだ。報告事項、審議事項、協議事項とも各理事から積極的に建設的な意見が交わされ午後4時30分終了した。なお、可決承認事項は次のとおりであった。

◎報告事項

1. 中地協総会、日行連総会 報告
2. 石川県総務課長、自販連 表敬訪問
3. 総会決議事項 実施経過報告
 - ・会則変更に伴う知事への認可申請
 - ・山本会員への事情聴取等

◎審議事項

1. 副会長、理事の任務分担
別記のとおり可決承認
 2. 選挙管理委員の承認
 3. 綱紀委員の報告
 - いずれも別記のとおり
 3. 相談役の委嘱
- 目的 会員歴の若い役員が多く、過去の優れた経験を会運営に取り入れたい。
行政書士を取り巻く厳しい情勢を全

会員の大同団結で対処したい。

対象 会長、副会長経験者で現在役員(選挙管理委員会、綱紀委員を含む)でない会員

委嘱相談役

- ・吉田徳蔵(加賀)・飛坂政一(金沢)
 - ・松原政義(輪島)・埜田外一(金沢)
 - ・辻口外二(金沢)・浜井 豊(小松)
- 山本会員については総会決議事項の処理完了時点で再協議する。

4. 会則変更に伴う報酬額表及び領収書の作成について

- ・報酬額表は6月19日知事認可があったので別記のとおり作成し、至急各会員へ送付する。
- ・領収書については、改定後の書式サンプル(別記)を送付するとともに至急「改定後領収書」を作成する。

5. 当面の事業活動

★各部の当面の事業活動

①総務部

石川県土業団体協議会の幹事団体として7月の定例会を成功させる。

参加者

会長、副会長、総務部長

②法規企画部

報酬額表、改定領収書、会員名簿、業務報酬額標準取扱要領、等の改定作成を進める。

③広報部

会報いしかわ22号の発行を急ぐ

④業務指導部

建設業営業年度終了変更届の件

電子商取引実証実験の件

農転用紙の統一用紙の件

会務報告

- ・上記案件の具体化や部員の補強を含め早急に各部会を開催する。
- ★「行政書士による書類作成業務の独占禁止」(政府行革委規制緩和小委員会)の動きに対する阻止運動
- ①会長を本部長とする「阻止闘争本部」を設置する。(メンバーは別記)
- ②具体的運動内容は「本部」で決める。
- ③他士業とも連携連帯した取組みを目指す。
- ◎協議事項
 1. 谷本石川県知事への表敬訪問について
 2. 石川県行政書士会史編纂について
- ①広報部が管掌する。
- ②委員を7名程度とし、役員から丹保副会長、倉本広報部長が委員となる。山本権会員(元総務部長)を委員とし至急3名で打合せ、4名の委員を追加選任する。

北川喜一会员

自治大臣表彰

理事会に先立ち、行政書士会の発展に、永年に渡り寄与された北川喜一会员に自治大臣表彰状、及び記念品が藤井会長から授与された。これから益々のご健勝ご活躍を期待いたします。

賞のよろこび

金沢支部 北川 喜一

この度は身に余る栄誉を受け、こんな嬉しいことはありません。この栄誉は30年余、微力ながらこの仕事を通して県民の皆さんに多少ともお役に立てたことを誇りに思うとともに、この仕事を選んだことへの欣びを、いまここにしみじみと味わいました。そしてこの仕事に対する大きな励みともなり、身の引き締まる思いです。この喜びの陰には家内をはじめ子供、孫達が常に温かく私を包み込んでくれていたことが、一生懸命仕事に情熱を傾けさせてくれた大きな素因であるからです。今回の受賞によって、温かい家庭環境が人生の生涯過程においてのすべてに優先することが分かりました。円満な家庭、家族團欒の美風が損なわれたのは終戦直後からの教育の貧困に起因する。現在の殺伐とした世相は、すべて貧困教育によって洗脳され、やがて親となり、そしてそれによって育てられた子供共々に悲運でした。ここに改めて受賞の欣びを噛みしめるとともに、一番大切な美風が速やかに甦ることを願ってやみません。



会務報告

平成9・10年度

★ 組織任務分担一覧表（役員）

会 統 括	会 長	藤 井 國 穂（金沢）	() は所属支部	
部 名	担当副会長	部 長	副 部 長	部 員
総務部	茅野 勇平 (金沢)	宮川外茂次 (金沢)	波座 行一 (輪島)	
経理部	高位 孝一 (七尾)	浦島 和夫 (金沢)	浅井 廣史 (加賀)	
法規・企画部	山下 岩雄 (加賀)	重森 憲司 (金沢)	大森千歌子 (輪島)	
広報部	丹保仁吾郎 (金沢)	倉本 守 (金沢)	小山 秋子 (金沢)	榎 喜弘 (小松)
業務指導部	茅野 勇平 (小松)	京念 昇 (小松)	的場 晴次 (金沢)	大兼政 博・荒谷 慶一 (金沢) (加賀) 舟元 基一・津田 亨 (七尾) (七尾)
監察部	高位 孝一 (七尾)	太田 勉 (七尾)	小川 清吉 (金沢)	中沢 隆象 (珠洲)

行政書士の

★ 「業務独占の廃止」阻止闘争本部（仮称）

本部長 藤井 國穂（会長）	副本部長 茅野 勇平（副会長）
部 員 宮川外茂次（総務部長）	部 員 重森 憲司（法規企画部長）
部 員 太田 勉（監察部長）	部 員 京念 昇（業務指導部長）
部 員 的場 晴次（業務指導副部長）	

★ 石川県行政書士会史編纂委員会

委 員 丹保仁吾郎（副会長）	委 員 倉本 守（広報部長）
委 員 山本 権（元総務部長）	

(3委員で協議し、新たに4人程度の委員を委嘱する。)

石川県行政書士会会則の改正

石川県行政書士会会則の一部を次のように改正する。

第 6 章 報酬基準

(報酬基準額)

第45条 本会の会員の業務に関する報酬は、別表4で定める報酬額を基準とし、その定める額には、消費税及び地方消費税に相当する税額をふくまないものとする。

2 磁気ディスク等による許認可等申請にかかる報酬の基準は、別に定めることができる。

別表4 報酬額表中

・下欄（これまでの特別加算欄）

特 別 加 算 そ の 他	1、 書類及び図面で複雑、精密又は特に時間、技能若しくは知能を要するものはあらかじめ依頼者の承諾を得て書類及び図面の項に掲げる報酬額の100%以内を加算することができる。 2、 磁気ディスク等による許認可等申請にかかる報酬額については、別に定めることができる。
---------------------------------	---

・枠外（この報酬額には、消費税及び地方消費税相当分は含まれない。）

附 則

- 1 この会則の変更は石川県知事の認可のあった日（平成9年6月19日）から施行する。
- 2 この会則による改正後の適用は平成9年4月からとする。

会務報告

石川県行政書士会

「会則」の一部改正条文新旧対照表及び改正の骨子

改 正	現 行
<p>第6章 報酬基準</p> <p>(報酬基準額)</p> <p>第45条 本会の会員の業務に関する報酬は、別表4で定める報酬額を基準とし、その定める額には、消費税及び地方消費税に相当する税額を含まないものとする。</p> <p>2 磁気ディスク等による許認可等申請にかかる報酬の基準は、別に定めることができる。</p>	<p>第6章 報酬基準</p> <p>(報酬基準額)</p> <p>第45条 本会の会員は、その業務に関する別表4で定める報酬額を基準としなければならない。</p>

今回の会則改正の骨子

- 第一項中の消費税に関して 今後漸増するといわれている消費税の改正時期と報酬額の改定期時は、必ずしも一致するものではなく、「内税」の場合、時点的に増税分の転嫁ができないことも発生する。また、消費税改正の都度、増税部分の金額反映について、総会議決・認可の必要が生じるため煩雑である。
- おなじく、これまでの当会会則の中には、消費税に関する文言規定はなかったが、消費税導入当初より内税前提で金額規定がなされてきた。今回の改正で外税化するにあたり、条文面でも外税前提を明確化した。
- 第二項追加に関して 政府の行政情報化推進の流れの中で、磁気ディスク等による許認可等申請が増加しつつある。行政書士においてもその受託事例が発生しつつあるが、報酬額上の規定がない。
- おなじく、今後書類に代わっての磁気ディスク化は、時代の趨勢であり、行政書士の基幹業務にかかわることから、会則等の整備を行い依頼者に正当な対価の評価をしてもらうこととした。
- 現行会則第45条の文言では「業務に関する別表4……」となっており、文章的に的確な表現にするべく今回の改正時に同時に改正することとした。
- 別表4 報酬額表中 枠外に、消費税及び地方消費税についての取扱を明記した。

会務報告

領収書改定見本（会則変更に伴うもの）

★消費税額欄入り（外税パターン） 当会で作成中

領 収 書			殿
書類作成業務	件名	報酬額	摘要 枚
実地調査に基づく図面作成料			面
提出手続代行業務			時間 分
相談業務			時間 分
計	金.	円	
消費税	(%) 金.	円	
合計	金.	円	
立替金その他			
総合計	金.	円	
上記のとおり受領しました。 年 月 日			
事務所 行政書士 氏名			職印
(日本行政書士会連合会・石川県行政書士会)			

印紙税法第5条
別表第1. 17号
の規定により非課税

法律が改正されているので上記の文章に変更して下さい。

この部分が追加となりました。

★消費税額欄なし（内税パターン）これまでの領収書の下部抜粋

相談業務	~ 時間 分 ~		
計	(消費税×××円含む)		
	金.		円
立替金その他			
合計	金.	円	
上記のとおり受領しました。 年 月 日			
事務所 行政書士 氏名			職印

従来からの領収書には
この文章を加筆下さい。

報酬額表

石川県指令総第692号 石川県知事認可(平成9年6月19日)

石川県行政書士会

種類		単位	報酬額	備考
書類	特に考案を要するもの	1枚につき	3,700円	
	考案を要するもの	"	1,500円	
	考案を要しないもの	"	800円	
図面	略図	1面につき	2,000円	100m ² を越える場合には、越える面積が20m ² 増すごとに800円を加算する。
	見取図	"	2,700円	
	縮尺図	"	5,500円	
提出手続代行	提出手続代行料	1時間につき	3,400円	
宿泊旅費	交通費及び宿泊費 (食事代を含む)		実費	
調査相談	実地調査料	1時間につき	5,500円	依頼者の都合で書類作成に至らなかつた場合に限る。
	相談料	"	3,900円	
閲覧代理	公簿閲覧料	1回につき	1,200円	書類または図面の作成に関する場合で、当該書類または図面の作成について報酬を受ける場合を除く。
特別加算その他	1、書類及び図面で複雑、精密又は特に時間、技能若しくは知能を要するものはあらかじめ依頼者の承諾を得て書類及び図面の項に掲げる報酬額の100%以内を加算することができる。 2、磁気ディスク等による許認可等申請にかかる報酬額については、別に定めることができる。			

(この報酬額には、消費税及び地方消費税相当分は含まれない。)

各部の状況

総務部長 宮川外茂次

業務指導部長 京念 昇

平成7年5月藤井会長の元で総務を担当して2年が経過しました。

この間①会の民主的で円滑な運営を確保すること、②他団体との友好関係の発展と士業団体協議会の創立をめざすこと、③本会と支部との協調体制を発展させること、④本会各部会間の活動を調整すること、などを中心にまた、執行部の事業活動方針が迅速に伝わり的確に実施されるよう心がけて総務部活動に取り組んできました。

このことをご理解いただき沢山の会員や役員の方々にご協力いただきましたことをこの場を借りまして感謝申し上げます。

さて、藤井会長2期目の今回もこれまで同様会員各位が行政書士と行政書士会発展のための積極的意見を気楽に述べることが出来る機会を日常的に保証し、各部や支部の活動が活発に行われるための会運営を保証したいとする会長の方針を基礎的に支える立場を堅持した総務部活動を進めたいと思っています。

また、事務局長のいない本会事務所となっており会員各位にはご不便をおかけしていますが、日常的には本会事務所と緊密な連絡体制をとり、迅速な機動力で対応していきたいと思っています。

会員各位のご理解、ご協力を今後ともよろしくお願ひいたします。

この度、業務指導部長に委嘱を受けましたので、一言ご挨拶申し上げます。もとより浅学非才の身であり重責に身の引き締まるものを感じております。会員の皆様の御協力のもと、部員一同心を一つにして務めてまいりますのでどうぞ宜しくお願ひ致します。

私達の業務は、多種多様、広範な分野にわたる専門的業務であります。それら専門的業務の精通者となって一般社会の発展に貢献することが私達の業務のはたらきであると思います。

これまで諸先輩が道をつけて来られた業種は更に研究して身につける一方、社会のニーズに応えて新しく身につけてゆかなければならぬ業種もあります。そのために、業務指導部は今年も研修会を開催し、また自主的な研究会活動を更に育成してゆきたいと思います。

例えば、研修会としては運送事業、産業廃棄物事業関係、建設業・経営審査関係などその他沢山考えられます。研究会では、現在車庫証明業務、国際業務、建設業務の各研究会が活動しておりますが、これら以外にも新しい分野の業務開拓は、先ず研究会で仲間と交流する中で切磋琢磨をしてゆくことが最適であろうかと考えております。

業務歴20年以上のある先輩が未来の行政書士像について「やはり、コツコツと仕事を真面目にかたづけてゆくこと、依頼人に信用され好かれる行政書士になることが何よりも必要である………」と述べておられました。そこに個々人にとって職域確保・拡大のベースがあるのかも知れません。

各部の状況

諸先輩の智恵を受け継ぎながら、顧客のお役に立てる精通者を目指して共に研鑽してまいりたいと思います。

広報部長 倉本 守

政府の行政改革委員会・規制緩和小委員会が公開した論点の中に「行政書士による書類作成業務独占の廃止」という論外な項目が含まれています。また意見書には「司法書士・税理士等の類似の職種における業務独占規定も見直すべきである。」ということまで書かれています。国家資格は何の為にあるのか、我々士業は政府が行う国家資格を取得し、それぞれその専門知識をもって国民の利便に貢献していることを誇りとしているのであります。同委員会の意見は端的に言って「国家資格制度自体を軽視、または排除することが規制緩和だ」と察っすることさえできます。

私達行政書士の職域、または士業全体を怯えさすようなことについては黙って見過ごせません。かような問題については積極的に取り組む所存であります。会員の皆様の積極的なご意見を期待します。またその他種々のご意見や情報がありましたら、気楽に語りあえる広場にもしていきたいと思います。

全国女性行政書士交流会の記事が

平成9年6月17日 北國新聞朝刊に掲載されました。

(31)

地方社会

平成9年(1997年)6月17日

(火曜日)

題して話した。
人が「満喫あがるもの」と
書類の電子化への対応策などについて話し合った。続いて講演会が開かれ、メディアアプローチについて講演して話を交換した。参加者は、仕事と家庭の両立や現在進められている体験談を交換した。
政書士が意見交換 金沢で交流会
全国女性行政書士交流会は十五日、金沢市丸の内の白鳥路ホテルで開かれ、二十一都府県の女性行政書士約六十人が、業務上の課題や悩みなどについての意見を交換した。

法規・企画部長 重森 憲司

平成9年度日行連定時総会は去る6月19・20日の両日、ホテルパシフィック東京において231名の代議員の参加により行われた。石川会からは茅野副会長、宮川総務部長、そして私の3名が参加した。

総会は平成8年度決算報告、平成9年度事業計画及び予算を原案通り可決承認した。

今総会の質疑の特徴は①6月10日に衆議院において可決成立した「行政書士法の一部改正」の中の「目的規定」の創設が業務範囲が狭まるのではないかという疑問や、②行政改革委員会規制緩和小委員会の「行政書士による書類作成業務独占廃止」をめぐる取り組みについて等、行政書士制度の根幹にかかる質問が数多く出されたことである。

続いて行われた役員改選では立候補者3名による会長選が行われ、滋賀会の盛武隆氏が連合会長に選出された。新執行部が全国会員と一丸となって行政書士法の規制緩和を阻止し、行政書士制度の益々の発展の為に甚力することを期待したい。

全国女性行政書士交流会、金沢で開催

☆交流会レポート

輪島支部 大森千歌子

本年6月14・15日の2日間、第8回目の全国交流会が、白鳥路ホテルを会場にして開催され、石川県女性行政書士交流会（会長 小山秋子）会員26名中9名が世話役を務め、51名の参加を得て、大変盛会でした。

第1日目（午前10時受付）は、百万石行列見物のあと、兼六園・武家屋敷・忍者寺等を案内し、午後6時から懇親会を催しました。

小山会長の歓迎挨拶、大阪会永田幸子様の乾杯の音頭で開宴。懐かしい皆様との再会、初参加の方との新鮮な出会い等で、話の尽きない宴を浜田はつみ会員の“加賀サイサイ”宮本幸子会員の“友禅流し”的民謡舞踊が、より一層盛り上げ、大変好評でした。そして、次回開催県である神奈川会の磯田都貴代様より「来年は、神奈川でお会いしましょう」との挨拶があり、福井会の奥村繁子様の力強い手縫いで閉宴した本当に楽しい2時間でした。

第2日目は、午前8時からメインの交流会。8グループに別れ、石川会員の司会で「各県

の情報と仕事上の悩み」をテーマとし、書類の電子化対策や仕事、家庭上の悩み等についてディスカッションし、有意義な2時間でした。藤井石川会長の挨拶に引き続き、金森千栄子先生の「湧き上がるもの」と題する講演があり、目的意識あれば、目的達成の為の発想が湧いてくる。万事発想の転換が必要等、多くの心の糧を得ました。引き続き記念撮影をし、来年の再会を約束して皆様をお見送りました。

☆交流会を終えて

金沢支部 小山 秋子

全国女性行政書士交流会が、この石川県に開催され、盛況のうちに終了しました。これに伴い、石川県女性行政書士交流会会員26名が一致協力し、特に役員を含む9名の会員の努力の成果と、藤井会長はじめ会員皆様の並々ならぬバックアップがあったからだと思います。この誌上を借りて、皆様に心より感謝申し上げます。この交流会の記事が、北国新聞に前ページのように掲載されました。



女性行政書士交流会 in 石川

平成9年6月14, 15日

「行政書士による書類作成業務独占の廃止」 に対する阻止運動について（お願い）

石川県行政書士会
行政書士法改悪阻止闘争本部
的場晴次

行政改革委員会規制緩和小委員会（以下規制緩和小委員会）が6月に規制緩和に関する論点公開（別紙①参照）を発表しましたが、その中に唐突に「行政書士による書類作成業務独占の廃止」が盛り込まれました。石川県行政書士会ではこの問題に真剣に対処するために、藤井会長を本部長とする行政書士法改悪阻止闘争本部（下記組織図参照）を設置する事が平成9年6月27日の理事会で承認されました。闘争本部では7月22日に第1回の会議を開き、当面は日行連及び日政連と連携を密にして情報収集と現状分析に努め、県内の各士業団体に阻止闘争の支援を求める事に全力を尽くす事を決定しました。

今回、闘争本部はこの問題に対して以下の理由により、如何なる理由があれども「行政書士の書類作成業務の独占の廃止」に断固反対してこれを阻止する事をここに表明し、今後の闘争本部の運動に会員の皆様の絶大なるご支援とご協力を求めたいと思います。

1. 今回の規制緩和小委員会が（規制緩和推進のために発表した）論点公開の中に「行政書士による書類作成業務独占の廃止」を取り上げた背景には（社）経済団体連合会等の経済団体からの要望があります。日本を代表する大企業で構成されている経済団体が規制緩和の美名の下に、弱小零細企業や個人業者及び国民の権利の行使を侵害するような不当

な規制緩和要求に対して、断固として反対を致します。

2. そもそも規制緩和とはフリー（自由）でフェア（公正）で且つグローバル（国際的に通用する）な社会に日本を再生させる事を目的としたものです。しかし、今回の論点公開の規制緩和推進論では官公署へ提出する書類及び権利義務又は事実証明書類の作成業務は、何の責任も義務も負わない無資格者が自由に出来る事になり、これを放置すれば無資格者による無責任で不公正な書類の作成が横行する事は明白です。

優秀な人材と豊富な資金を持つ大企業が官公署へ提出する書類等を作成する事は容易な事です。しかし、人材に恵まれない弱小零細企業や個人業者が事業を経営していくために、自らが先頭に立って営業活動を行っているのが現状では、そのような書類を作成する事は容易な事ではありません。そのため官公署へ提出する書類等の作成は、法律で定められた資格を持つ行政書士に依頼しています。

行政書士はこのような社会的弱者の立場にある弱小零細企業及び個人業者が、大企業と同様に官公署の許認可を得て事業の経営が出来るよう、官公署に提出する書類等の作成業務を責任を持って行ってきました。しかし、何の責任も義務も負わない無資格者に官公署に提出する書類等の作成業務が認められた時

規制緩和

には、極端に安い報酬や無責任な言動で顧客を集める無資格者が不正確で不誠実な書類を作成し、弱小零細企業及び個人業者が損害を被る事は明らかです。社会的弱者である弱小零細企業及び個人業者に危険な負担を負わせる規制緩和は、本来の目的である公正さを否定する無謀なものであると言わざるを得ません。

3. 前国会において行政書士法第1条に「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資すること」という目的を新たに規定し、その他5条、第7条、第19条、第21条、第22条、第23条、第24条で欠格事由の追加、罰則規定の強化を図った行政書士法改正案が議員立法で成立しております。今回の規制緩和小委員会の論点公開はこのような立法院の法改正の意義を認めず、行政書士が永年にわたり国民と共に築き上げてきました「国民の利便と行政の円滑な推進に資する」行政書士制度を根底から否定するものです。

今回の論点公開の規制緩和推進論を認める事は、行政書士法で定められている守秘義務等の国民の権利を援護する事を放棄する事になり、ひいては他士業法で守られている国民の権利の援護にも影響を及ぼす恐れがあります。

4. 石川県行政書士会は国民の利益になる規制緩和を推進する事に反対はしませんが、無資格者による書類作成によって国民の権利が侵害され、国民に不利益をもたらし、且つ官公署の事務処理の円滑化を阻害するような規制緩和に対しては断固として反対します。

5. 石川県行政書士会は平成9年度日本行政書士会連合会定時総会の決議（別紙②参照）及び自治省の「行政書士による代書業務

の専属の緩和について」（別紙③参照）の見解を支持し、その実現に向けて不退転の決意を持って闘います。

石川県行政書士会

行政書士法改悪阻止闘争本部組織図

本 部 長	藤井会長
副 本 部 長	茅野副会長
部 員	宮川総務部長 重森法務・企画部長 京念業務指導部長 太田監察部長 的場業務指導部副部長



規制緩和に関する論点公開 (第6次)

平成9年6月26日

行政改革委員会規制緩和小委員会

規制緩和の推進について (論点公開に際して)

「論点公開」は、国民生活や経済活動に関する様々な規制制度に関して、規制の維持と緩和・撤廃についての双方の論点を明らかにし、これから我が国が進む方向からみて規制制度がどうあるべきかを、国民の皆様にオープンにし、考えていただくことを目的とするもので、今回で6回目になります。

世界規模の大競争時代の到来、かつて経験したことのない高齢化の進展など、我が国を巡る内外の構造的な変化の中、既に国民の皆様は、経済社会の諸システムについて抜本的な構造改革が必要であることを、強く感じておられるものと思います。「行政改革」という観点からは、我が国構造改革の実現のために、規制の見直し及びそれを通じた制度の改革が極めて重大な課題であります。我々は、国民の視点から、聖域を設けることなく、透明な議論を通じて、規制の緩和・撤廃そしてシステム改革を具体的にかつ強力に進めていきたいと考えております。

さて、今回は20項目について論点を公開いたしました。いずれも、日本の国民生活・経済活動に深く係わっている事柄であります。また、昨年度の我々の活動において、運輸に

関する需給調整規制について提言いたしましたが、今回の論点公開に際し、諸法令の需給調整条項の現状を掲げました。かねてより見直しが求められている需給調整条項について、これまでどの程度の緩和・撤廃が進んでいるのか、残された課題は何であるのかを明らかにしております。

また、巻末には、これまでの2年間の行政改革委員会の活動を通じ、内閣総理大臣に2次にわたり提出した「規制緩和の推進に関する意見」の項目を掲げております。これらの項目の中には既に政府により措置されているものもありますが、引き続きその実施を当委員会として監視しているものも多数あります。今回論点を公開した項目に関する御意見とともに、すでに提言した事項の規制緩和の実施状況が適切かどうかにつきましても、国民の皆様からの御意見を頂戴したいと思います。

規制緩和小委員会が平成7年4月に発足して以来、その活動は3年目となりました。当小委員会は、9年度も引き続きワーキング・グループ体制により、土地・住宅、農水産物、運輸、エネルギー、金融・証券・保険、競争政策、医療・福祉、教育の各分野など、規制の緩和・撤廃、システム改革について幅広く検討しております。「論点公開」や公開ディスカッションにより検討を深め、さらに国民の皆様からの意見・要望を踏まえて、11月を

規制緩和

目途に規制緩和の提言を行政改革委員会へ報告し、総理への行政改革委員会の「意見」の基礎としてまいりたいと考えております。

なお、行政改革委員会の設置期限が法律で今年の12月18日までとされているとともに、政府の規制緩和推進計画も平成7年度から9年度までのものとなっています。したがって、今後の規制緩和・撤廃、規制制度改革の新しい検討の進め方が如何にあるべきかについても、検討してまいりたいと思います。

小委員会は、引き続き各界各層の皆様と建設的でオープンな議論を行い、国民の皆様の御期待にお応えするべく、与えられた任務に全力を尽くす所存あります。皆様の御理解と御支援をお願い申し上げます。

11. 医療における競争促進のための規制緩和
12. 医療関係資格制度に係る規制緩和
13. 社会福祉士および介護福祉士の受験資格要件の緩和
14. 企業による特別養護老人ホーム等の経営
15. 大学設置の自由化・弾力化
16. 学習選択の多様化・柔軟化
17. 大学入学制度の弾力化
18. 産学連携の円滑化（受託研究関係）
19. 行政書士による書類作成業務独占の廃止

○ 需給調整条項(各法令の需給調整的規制)

規制緩和に関する論点公開（第6次）

項目一覧

1. 公共工事の規制のあり方
2. 自主流通米価格形成センターにおける入札取引のあり方
3. 特定電気事業の規制緩和
4. 電力小売供給の自由化
5. 発電事業の競争促進
6. 港湾運送事業に係る規制緩和
7. 銀行への信託業務の全面的解禁
8. 銀行系クレジットカード会社の業務範囲の拡大
9. 商品先物取引に係る規制緩和
- 10-1. 書籍の再販売価格維持制度の見直し
- 10-2. 雑誌の再販売価格維持制度の見直し
- 10-3. 新聞の再販売価格維持制度の見直し
- 10-4. 音楽用CD等の再販売価格維持制度の見直し

規制緩和

19 行政書士による書類作成業務独占の廃止

1. 規制の現状

制度の概要	行政書士は官公署に提出する書類等の作成を業とし（行政書士法第1条）、行政書士でない者が業として同業務を行うことは禁じられている。（同法第19条）
政府の対応 (改定計画)	措置困難

2. 規制維持と緩和の意見

【行政書士による業務独占の是非】

論 点	規制維持の意見	規制緩和の意見
行政手続きの簡素化等と利用者利便の向上	<p>◇高度・複雑化した産業社会を反映して、企画・調整力や多方面にわたる調査・研究が必要となる許認可が増加しており、国民・依頼者の保護・利便性の追求及び行政手続きの円滑かつ効率的な実施のためには、行政書士の役割は一層重要になる。したがって、行政書士に厳しい規制を課し、かつ業務独占を与えることが必要である。</p> <p>◇国民・依頼者の保護のため、事前予防の観点から規制を行うことも必要である。</p>	<p>◇規制緩和と行政の透明化が全般に進展しつつあり、行政に対する手続きの簡素化・効率化及び行政判断基準の標準化・具体化が大きな課題となっている今日、官公署への提出書類の作成は、一般的の国民にも可能となってきており、その業務を行政書士の独占とする必要性は薄れつつある。</p> <p>◇行政手続きは、基本的には、本人又は本人の任意の代理人に委ねてよい。行政書士による業務独占を廃し、競争市場で自由に事業者を選択できるようにすることは、利用者である国民の利便の向上に資する。</p> <p>◇依頼者保護の視点からの資格及び各種義務を伴った行政書士が書類作成全般を業務とすることには問題がないが、それ以外の者でも一定分野の書類作成に十分な専門的知識を有する者はいる。国民が自らの選択と責任でそういう者に書類作成を依頼することを禁じるべきでない。</p>
依頼者のプライバシー保護	<p>◇行政書士に対しては、業務独占を認める代わりに、守秘義務その他の必要な規制を加えている業務独占を廃止すると、書類作成者が業務に関する専門的知識を有していない場合、あるいは反社会的行為を行った場合でもこれに対する処罰が存在しないことから、依頼者のプライバシーの侵害その他の違法行為の発生が懸念される。</p>	<p>◇規制を課されていない者が書類作成すると依頼者保護が図れないということはない。競争市場で業務が提供される場合、利用者の便益に反するような事業者は市場から排除される</p> <p>◇違法行為は、それに対する別途の罰則により取締まるべきであり、行政書士の業務独占で対応すべき問題ではない。</p> <p>◇規制緩和後の世界では、サービスを利用する側の自己責任も強く求められる。利用者自身が適切なサービス提供者を選択できるだけの知識と判断能力を身につけることが必要であり、利用者を過保護すべきではない。</p>
官公署における執務能率の向上	<p>◇官公署に提出される書類が適正に作成されることは、官公署における事務の効率化に資する。</p> <p>◇官公署における事務の効率化は国民の利便に資する。</p>	<p>◇官公署の効率化という名目で、行政書士という特定の者に独占的利益確保を認め、国民の利便を阻害しているのは問題である。官公署の効率化は、一般的の国民でも困難なく行政書類を作成・提出できる制度にすることによって対応すべきである。</p>

規制緩和

論 点	規制維持の意見	規制緩和の意見
	◇右は、「行政書士の業務独占の廃止」により得られる結果ではない。	◇官公署に提出される書類の簡素化が進み、行政の裁量的判断を排除するための審査基準の具体化が図られれば、書類審査に要する官公署の業務も定型化する。そうなれば、事務効率化の問題は、その意味が薄れるはずである ◇上記のような業務の状態になることは、今後の行政の在り方として望ましいことであり、そうなれば、あえて業務独占までして維持すべきとする専門性にも変化が生じると考えられる。
行政書士への信頼	◇依頼者のプライバシー保護、官公署における効率化の両者が相まって、国民の信頼が高まり、安心して行政書士に書類作成を依頼することができる。	◇たとえ業務独占がなくても、行政書士の信頼性が真に高ければ、国民は行政書士に依頼するはずである。信頼感とは、業務独占によって与えられるものではなく、競争を通じてよりよいサービスを提供することによって与えられるべきものである。 ◇なお、行政書士への信頼性を資格試験によって担保することは、業務独占を廃しても可能である。
類似の職種による例外	◇現在でも、行政書士による業務独占の例外として、司法書士、税理士等の類似の職種による業務があるが、これらの職種に対しては依頼者保護のための同様の規制が課されており、同時に検討すべきである。	◇司法書士、税理士等の類似の職種における業務独占規定も、必要に応じて見直すべきである。

別紙②

総会決議

我々行政書士は、規制緩和委員会が行政書士制度を規制緩和重点項目とすることに反対し、この撤回を求める。

行政書士による書類作成の独占を廃止することは、国民の生活全般に係わる許認可や事実証明等の書類の作成分野に、何らの制限も罰則もない類似資格者が多数創設され国民の混乱を招くものとなる。

さらに、これらの業務に関する規制が緩和されることにより、国民に対する悪質で不当な費用徴収が行われることにより、国民の負担は大幅に増大することは必至である。

今国会は行政書士制度に対する国民の要望に応えて、国民の利便に資する等の目的規定や罰則規定の新設を含む行政書士法の一部改正を可決した。

この改正により、行政書士制度は、自動車業界等の不当な費用徴収の抑止力として機能するばかりでなく、現に国民負担の軽減に資している制度であることを広く国民が認識した結果である。

我々行政書士は、今後とも国民にとって必要不可欠な行政書士制度のさらなる発展と充実を図るために、行政書士制度に関する規制緩和に断固反対する。

平成9年6月20日

平成9年度
日本行政書士会連合会 定時総会

規制緩和

○ 行政書士を業務独占資格とする理由、必要性及び今日的な意義

- (1) 行政書士法は、他人の依頼を受け報酬を得て官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成を行う業務について、資格ある自然人を能力がある者とみなして、業務の独占をなさしめる代わりに、守秘義務その他の必要な規制を加えている。これにより、行政書士の書類の作成を依頼する一般市民の保護等を図り、また、官公署における執務能率の向上を図ることを目的としている。
- (2) 行政書士制度における業務独占の廃止又は規制の緩和を行うこととした場合には、例えば一般市民が権利義務に関する書類あるいは身分上に関する業務等依頼者のプライバシーに関わるような書類の作成を依頼する場合において、書類作成者が書類の作成業務に関する専門的知識等を有しておらず、又、反社会的行為を行った場合であってもこれに対する処罰が存在しないことから、依頼者のプライバシーを侵害するような事態が生じ、人権問題に発展するおそれも十分懸念されているところである。
- (3) また、官公署に提出される書類が適正に作成されることは、官公署における事務の効率化に資するものである。
- (4) さらに、両者が相まって、国民の信頼が高まり、安心して行政書士に書類の作成を依頼することができる。
- (5) このような趣旨を達成するためには、一定の能力のある者のみに資格を与え、一定の義務を課すとともに、義務違反又は不正行為について罰則を設ける等により、業務の適正を確保することが必要であり、そのために、有資格者（行政書士）による業務独占が必要である。

別紙 ③

行政書士による代書業務の専属の緩和について

平成9年5月

自治省行政局行政課

- 業務独占見直しの余地（特に、自動車の販売・整備に伴う検査登録関係手続については、これら事業者の本来の営業活動に付随する業務であり、有償・無償の別に関わらず、これら事業者による代書業務を認めるべきではないか。）及び見直しに当たっての支障、隘路

- (1) 行政書士法第19条は、行政書士でない者は、業として第1条に規定する業務ができないと規定しているが、これは、行政書士に対して守秘義務等の必要な規制を行うことに対応して、行政書士資格のない者については当該業務を行わせないことにより、依頼者の保護を図ろうとするものである。このような規定は司法書士法、税理士法等他の類似の法律にも存在している。
- (2) 行政書士の業務独占の緩和については、第19条は、他の法律において他人の依頼を受け官公署に提出する書類の作成を行うことができる者が定められている場合には行政書士の業務独占としない旨定めているが、「他の法律」の例としては、司法書士法や税理士法がある。
- (3) 上記の他に、自動車の販売・整備に伴う検査登録関係手続について行政書士の業務独占の例外とした場合の問題点は次のとおり。

- ① 自動車の販売整備に伴う検査登録関係書類を行政書士法の対象から除外する。

自動車の販売・整備に伴う検査登録関係書類の作成を行政書士の業務独占の例外とする場合、当該書類の作成については行政書士法の例外として、何人でも行うことができるようになる（自動車販売整備業者のみが書類作成を行うことは担保できない）。この場合、当該書類に限って行政書士法による依頼者保護の規則は全く適用されなくなるが、このような例外的な書類を認めることは、依頼者保護の観点から有資格者による業務独占を認めた行政書士制度の趣旨に反することとなる。

- ② 自動車の販売整備に伴う検査登録関係書類の作成を自動車販売・整備業者の業務とする。

自動車の販売整備に伴う検査登録関係書類の作成を自動車販売・整備業者の業務とするかどうかは、行政書士法の範囲外の問題である。

「代書業務の専属の緩和」要望元団体

H 9. 6. 26

○ (社)経済団体連合会
〒100 東京都千代田区大手町1-9-4
(経団連会館)
TEL 03-3279-1411 (代)
FAX 03-5255-6255
会長： 豊田章一郎 (トヨタ自動車会長)

○ (社)日本自動車販売協会連合会
〒107 東京都港区南青山5-7-17
TEL 03-3400-8404 (代)
会長： 加藤 啓進 (かとうけいしん)
副会長：重田 二郎
専務理事：廣重 博一

○ (社)全国軽自動車協会連合会
〒160 東京都新宿区西新宿1-22-2
(新宿サンエービル)
TEL 03-3342-7831
会長： 石黒佐喜男
事務局長：富岡 利夫

○ (社)日本中古自動車販売協会連合会
〒160 東京都新宿区新宿3-1-16
(安田火災新宿別館)
TEL 03-3359-2661
会長： 難波 慶年 (なんばみちとし)
事務局長：近内 篤雄

○ 全国中小企業団体中央会
〒107 東京都港区赤坂1-9-3
(日本自動車会館3号館)
TEL 03-3586-2627
会長： 井上 光一
事務局長：佐藤 僕 (さとうおさむ)

行革委規制緩和小委ヒアリング概要 (行政書士による代書業務の専属の緩和について)

【行革委指摘事項】

- 業務独占により依頼者の保護を図るという発想は古いと考えている。個人の選択に任せるべきである。無資格者に依頼して権利侵害が生じた場合は、個人の責任である。安全を望む依頼者は資格者に依頼すればよい。また、悪質な業者は、結局は市場から駆逐されるはずである。
- このことは行政書士だけでなく他士業にも言えることであるが、行政書士の取り扱う書類は一般的なものであり、依頼人の保護の必要性が低く、また、権利侵害といった事態も、きわめて起こりにくいと考える。その意味で、最も一般的な士業として行政書士を取り上げた。
(別途、専門生が一番高いものとして弁護士を取り上げている。)

規制緩和

【自治省説明事項】

- 国民生活及び社会情勢は、複雑化・多様化しており、これに伴い行政手続も複雑・専門化している。一方、行政側には、行政改革、簡素合理化の要請があり、行政書士は国民と行政のパイプ役として、正確・迅速な業務を行うことにより、国民の利益を保護するとともに、行政の効率化に役立つことが期待されている。行政にとっては、いわば業務の民間委託の意味合いもある。
- 行政書士法に規定されている業務独占は、司法書士法等の他士業でも規定されており、むしろ一般的なものである。
- 行政書士法による保護をなくしてしまえば、悪徳業者の参入や、個人のプライバシーを侵害するようなケースが生じる危険性が多分にある。
- 当方としては、権利義務に関する書類等の一定の書類については、一定の国家資格により依頼者を保護する必要があると考えている。

省庁名	自治省	共管：	担当課等	行政局行政課
意見・要望等の内容	行政書士による代書業務の専属の緩和			
制度の概要	行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他の権利義務又は事実証明に関する書類を作成すること及びこれらの書類についてその提出の手続きを代わって行い、又は作成について相談に応ずることをその本来業務とする。 行政書士としてかかる業務を行うには、行政書士試験に合格する等一定の資格を得た上で、各都道府県の行政書士会が全国組織として設立している日本行政書士会連合会の登録を受け、行政書士会の会員となる必要がある。			
関係法令等	行政書士法			
要望元	経済団体連合会、日本中古自動車販売協会連合会、全国中小企業団体中央会 日本自動車販売協会連合会			
検討状況	(計画での実施困難) 1. 行政書士法は、弁護士法、司法書士法等と同様に、資格ある自然人を能力がある者とみなして、業務の独占をなさしめる代わりに、必要な規制を加え、行政書士に書類の作成を依頼する一般市民の保護等を図り、もって官公署における執務能率の向上を図ることを目的とするものである。 2. 行政書士制度における業務独占の緩和を行いうることは、身分上に関する業務等依頼者のプライバシーに関わるような書類あることは難しいものと考えている。 3. また、御要望の説明としてあげられている、自動車を販売するに際しての車庫証明等の申請書類の作成については、現在でも、無報酬であれば（サービスとしてであれば）ディーラー等の事業者がこれを行うことは可能であり、また現にこれを行っている。 したがって、行政書士法の代書業務の独占を緩和し、事業者にも打書業務を認めることは現在無報酬（サービス）として事業者が取り扱っている申請書類の作成を有償とする結果を招くのみであり、これが消費者の利便につながるものではないと考えている。			

会報日誌

2月 1日	国際業務研究会（本会会議室） 県土木部監理課折衝担当者会（本会会議室）	6名
3日	建設業担当者会議（本会会議室）	4名
4日	日行連総務部会（日行連会議室）	1名
7日	持ち回り部長会（書面送付）	11名
"	" 理事会（"）	22名
7日	★石坂県議と行政書士業務および建設業関係手続きについて懇談	4名
14日	小松支部新年会	1名
21日	県土木部長表敬訪問	6名
21日	県土木監理課長と懇談	6名
25日	会報「いしかわ」発刊	
28日	会長来局執務	
"	測量基礎研修会（労災会館）	
3月 1日	" "	
4日	北国銀行へ申し入れ（県証紙の販売における諸請求の改善について）	2名
7日	持ち回り理事会	
12日	金沢市総務部監理課と懇談（市下水道工事の指名願いの改善について）	
14日	法規・企画部会（書面送付）	5名
19日	部長会（本会会議室）	7名
4月 2日	県庁申し入れ総務課 人事課 情報政策課	
3日	登録証書伝達	1名
"	会長来局執務	
4日	小松・加賀（小松公会堂）	12名
5日	七尾・輪島・珠洲支部地区別懇話会（輪島商工会議所）	7名
8日	経理調査（本会事務局）	2名
9日	北国銀行・県出納課長との話し合い（本会会議室）	2名
11日	金沢支部地区別懇話会（労災会館）	9名
12日	選挙管理委員会（本会会議室）	6名
14日	経理部会（本会会議室）	5名
"	監査（本会会議室）	5名

会務日誌

16日	県土木部監理課折衝	5名
"	会長来局執務	
17日	日行連理事会（日行連会議室）	1名
18日	" "	
19日	部長会（本会会議室）	
"	理事会（2階会議室）	
25日	経審等打合せ会	6名
26日	選挙管理委員会（本会会議室）	
"	会長来局執務	
5月9日	建設業業務研修会	
"	会長来局執務	
10日	七尾支部総会（ホテルのと楽）	
16日	金沢支部総会（法師）	
"	加賀支部総会	
17日	輪島支部総会（海楽荘輪島）	
20日	小松支部総会（サンピア小松）	
23日	富山県行政書士会総会（富山県民会館）	1名
24日	石川県司法書士会総会（和倉銀水閣）	1名
26日	選挙管理委員会（本会会議室）	4名
28日	石川県社会保険労務士会総会（メルパルク）	1名
30日	石川県行政書士会総会（金沢勤労者プラザ）	
31日	福井県行政書士会総会（福井県織協ビル）	1名
6月2日	会長来局執務	
3日	日行連中部地方協議会会长会	1名
7日	石川県土地家屋調査士会総会（雄山閣）	1名
7日	日行連中部地方協議会理事会（鳥羽かんぽ保養センター会議室）	1名
"	日行連中部地方協議会定時総会（" "）	4名
11日	会長副会長会（本会会議室）	5名
	会長来局執務	
14日	女性行政書士交流会（白鳥路ホテル）	51名
15日	"	
18日	日本行政書士会連合会総務部会	1名

会務日誌

19日	日本行政書士会連合会定時総会（ホテルパシフィック東京）	4名
20日	" (")	4名
"	日本行政書士政治連盟定期大会（ " ）	4名
24日	北陸税理士会金沢支部定期総会（金沢東急ホテル）	1名
27日	理事会（2階会議室）	19名
"	支部長会（2階会議室）	5名
7月3日	業務指導部打合せ会	4名
4日	登録証書伝達	2名
"	会長来局執務	
11日	広報部会	6名
"	会長来局執務	
16日	日行連理事会	1名
17日	"	
22日	県土木部長交渉	8名
"	阻止闘争本部第1回会議	9名
23日	変更届未提出業者調査	7名
24日	"	8名
25日	石川県知事表敬訪問	4名
25日	業務指導部会	8名
28日	広報部会	6名
31名	石川県士業団体協議会定例会	5名

会務日誌

新規登録入会者（6名）

登録年月日	所属支部	氏 名	事 務 所	電話番号
平成 9. 3.12	金沢	中野 導郎	石川郡美川町字鹿島町い295番地	(076)278-8050
平成 9. 4.11	金沢	金村 万樹	金沢市寺町1丁目14番23号	(076)242-0669
平成 9. 5.16	金沢	高嶋 義弘	金沢市泉本町6丁目64番地	(076)243-1418
平成 9. 5.16	金沢	木屋 達雄	金沢市金石西4丁目2番12号	(076)267-0320
平成 9. 6. 2	金沢	小石 金造	金沢市法島町18番9号	(076)242-8632
平成 9. 6. 2	金沢	竹森 正紀	金沢市増泉1丁目25番9号	(076)242-0735

退会者（4名）

退会年月日	氏 名	退会事由
平成 9. 2.26	福田 外喜二	死 亡
平成 9. 3.24	兼森 繁夫	廃 業
平成 9. 4.17	蕨野 三郎	廃 業
平成 9. 7. 9	村中 正樹	廃 業

登録事項変更（4名）

登録年月日	所属支部	氏 名	事務所・住所	電話番号
平成 9. 2.14	金沢	丸田三智雄	(事)金沢市中村町26番48号	(076)242-5541
			(住)金沢市中村町26番48号	(076)280-5210
平成 9. 4.28	珠洲	斎藤 忠雄	(事)珠洲市上戸町寺社2字7番地	(0768)82-6675
平成 9. 6.16	金沢	呉藤 憲治	(事)金沢市末町12の1番48	(076)229-0811
平成 9. 6.27	金沢	内田 行雄	(事)金沢市畠田西1丁目206番地	(076)268-1002

平成9年度

行政書士基礎講座のご案内

国民と行政のかけ橋として重要な役割を担っている行政書士の業務は、近年ますます複雑・高度化してきており、その対応は迅速かつ正確さが要請されております。このような時代のニーズに応えるために、日本行政書士会連合会では、行政書士基礎講座を下記のとおり、実施することといたしました。各会員の積極的なご参加を期待しております。

—記—

- 対象者：行政書士会員
- 開催日程、研修会場、受講料：

日 程	研 修 会 場	受 講 料	懇親会費
9月18日(木) ～19日(金)	東京：こまばエミナース 東京都目黒区大橋2-19-5 ☎03(3485)1411	12,000 昼食含む	7,000
9月24日(水) ～25日(木)	大阪：大阪YMC A会館 大阪市西区土佐堀1-5-6 ☎06(441)0893	12,000 昼食含む	7,000

【1日目】 13:00～17:00 (懇親会 17:30～19:3) 【2日目】 9:00～15:00

◇受講料／テキスト代と2日目提供する昼食代を含みます。

◇懇親会／受講者の交歓のため1日目の5時半より、2時間程度の予定で懇親の場を用意いたしました。任意参加ですが、多くのご参加をお待ちしております。なお、会場は研修会と同じ建物の中です。

- 科目・講師（予定）

1) 科 目

オリエンテーション、行政書士法と関係法令、行政書士法と関連他業法、行政書士事務所の経営について、行政書士の取扱業務について、行政書士報酬算定基準、パソコンの活用方法、『平板測量・作図』の方法

※時間割とテキストは研修当日に会場でお渡します。

※パソコンの活用方法と『平板測量・作図』の方法は実務研修ではなく、講師の経験談を中心とした概況講義となりますこと、ご承知おきください。

2) 講 師 大学教授、弁護士、他

- 定 員：東京会場は、250名程度、大阪会場は150名程度を予定（先申し込み順）

- 申込方法：電話で所属単位会に希望会場と懇親会の参加有無を告げ、お申し込みください。
折り返し案内書類をお届けいたします。

- 申込期限：東京・大阪両会場／9月4日（木）

◆主催／日本行政書士会連合会 ◆協力／地方協議会・単位会

日行連発第 448号
平成 9 年 8 月 11 日

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会
会長 盛 武 隆

日行連の動きが見える！ (プライマ資料の追加について)

従来から F A X によるプライマ資料の情報提供を行っておりましたが、今般新たに規制緩和への対応や日行連の動き等についても、同様の方法により情報提供していくことにしましたのでご利用ください。設定された資料番号は、300番「規制緩和への対応・目次」、500番「日行連の動き・目次」となっております。(以下省略) なお、この日行連の取り組みについては、全会員にも広く周知していただきたく、会報等でお知らせいただければ幸いです。

編集後記

瀬戸内海から岡山県に上陸した台風は北陸方面に向かう能登半島沖を通過していくのが一般的なコースであるが、北進して山陰沖で消滅してしまった。昨日は夜明けの暴風雨もつかの間、昼には30度を超える真夏日になった。人命軽薄の殺人事件や総会屋に係わる事件だけでなく、天候までおかしくなってきたようだ。

我々行政書士をとりまく環境も異変が起きようとしている。規制緩和という美名のもとに、一般国民にまで行政手続き上の負担を強いようとしている。特に今号はそれに関する記事に大きく頁を費やす結果となったことは止むを得ない。我々にとって関心のあること、興味のあることには積極的に取り組んで行きたいと思います。また、共通の語らいの広場としても本誌に皆様のご投稿を多数お寄せいただくことを期待します。新広報部員全員労を惜しまず頑張ってまいります。皆様のご協力の程、宜しくお願ひします。 (M・K)

会報いしかわ第22号

発行日 平成 9 年 8 月 30 日

発行人 会長 藤 井 國 穂 ・ 広報部長 倉 本 守

発行所 石川県行政書士会

〒920 石川県金沢市本多町3丁目2番1号 M R O別館3階

TEL(076) 265-5551 • FAX(076) 232-3052

